

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年11月29日（金） 9：01～9：12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あべ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
江藤 拓 国務大臣（農林水産大臣）
武藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青木 一 彦 内閣官房副長官
佐藤 文 俊 内閣官房副長官
岩尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	14件
○国会提出案件	4件
○政令	3件
○人事	3件
○配布	3件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、青木副長官から御説明申し上げます。

○青木内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、昨日の臨時閣議において御検討いただきました、内閣総理大臣所信表明演説案について、御決定をお願いいたします。なお、演説案についての検討閣議からの主な変更点について、御説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。5頁の5行目、「日露関係は厳しい状況にあります。我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持します。」という記述を加えております。10頁の後ろから2行目、記述を「教職員の働き方改革」に改めております。15頁の後ろから6行目、記述を「こうした犯罪を断じて許してはなりません。」に改めております。

次に、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び平大臣から御発言があります。

次に、「レバノン被災民に係る物資協力の実施」について、御決定をお願いいたします。本件は、国際平和協力法に基づき、毛布等を無償で提供するものであります。

次に、令和5年度決算等の国会提出について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法等に基づき、一般会計歳入歳出決算等を会計検査院の検査報告とともに、国会に提出するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ネパール国」、「ブルネイ国」及び「ボスニア・ヘルツェゴビナ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。復権及び刑の執行の免除を行うものであります。

次に、「令和5年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法等に基づき、予備費の使用調書等の事後承諾を求めるものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「公害紛争処理法施行令の一部改正令」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正法の施行に伴い、公害紛争処理の手續に係る旅費の種目について規定の整備を行うものであります。

次に、「検疫法施行令の一部改正令」は、新たに新石垣空港を検疫飛行場として指定する等の措置を講ずるものであります。

次に、「野菜生産出荷安定法施行令の一部改正令」は、指定野菜としてブロッコリーを追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、クロアチア国駐箚大使磯正人外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務省及び日本ユネスコ国内委員会委員人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、国立大学法人東京大学大学院教育学研究科教授北村友人外29名

を日本ユネスコ国内委員会委員に任命するものであります。

次に、井口武夫外299名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、日本画家上村淳を、従三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターの日本国における継続に関する日本・ユネスコ協定の有効期間を延長する議定書」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、現行協定の有効期間を令和7年12月31日まで延長するものであります。なお、先方との署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

- 林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、去る8月8日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて、申し上げます。本日、給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであり、以上、御報告申し上げます。

次に、平大臣。

- 平国務大臣：ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。①一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行う。②特別職の国家公務員の給与については、官職の職務と責任に応じ、かつ、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して定めることが適切といった観点から、一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行う。なお、国会議員から任命された内閣総理大臣等の俸給月額及び期末手当については、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据え置くこととする。以上のとおりであり、この内容に沿ったものがお手元の閣議決定案でございます。

- 林国務大臣：次に、私から、先ほど国家公務員制度担当大臣から発言のあった特別職の国家公務員の給与に関連して、閣僚等の給与の返納について、申し上げます。閣僚等の給与について、当分の間、据え置くことに加え、従来から実施している総理3割、大臣・副大臣等2割、政務官1割の返納及び令和5年法改正による給与の増額分に相当する額の返納を継続することとします。

次に、総務大臣。

- 村上国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。10月の完全失業率は、季節調整値で2.5パーセントと、前月に比べ0.1ポイントの上昇となりました。就業者数は6,813万人と、1年前に比べ42万人増加し、27か月連続の増加となりました。このうち、女性の就業者数は3,109万人と、比較可能な昭和28年以降で過去最多となりました。今後も就業者や完全失業者などの状況を注視してまいります。

- 林国務大臣：次に、厚生労働大臣。

- 福岡国務大臣：令和6年10月の有効求人倍率は、季節調整値で1.25倍と、前月を0.01ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のあ

りました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直しています。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組むとともに、事業主の方に対する人材確保支援に取り組んでまいります。

○林国務大臣：次に、三原大臣。

○三原国務大臣：12月3日から9日まで、「障害者週間」を実施します。この「障害者週間」は、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害のある人に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的として、国及び地方公共団体が民間団体等と連携協力を図りながら、様々な啓発活動を全国各地で集中的に実施するものです。政府では、旧優生保護法に係る令和6年7月3日の最高裁判決を受け、総理を本部長とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、障害のある人に対する偏見差別及び優生思想の根絶に向け、教育、啓発等を含めた取組を強化するための検討を進めております。閣僚各位におかれましては、「共生社会」の実現のため、本週間の趣旨にふさわしい取組を積極的に実施していただくよう御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。私から、第216回国会に提出予定の法律案について、申し上げます。今国会に内閣から提出する法律案につきましては、調整の結果、別紙資料のとおり、9件を予定しております。これらについては、円滑な国会審議及び早期成立に資する観点から、できる限り早く閣議決定できるように、準備を進めていただきますようお願いいたします。なお、別紙資料については、今後、衆・参の議院運営委員会理事会で説明を予定しており、それまでの間、不公表扱いといたしたいので、御了承願います。

なお、海外出張された環境大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

(令和 6 年)
(11 月 29 日) (金)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

○ 第 2 1 6 回 国 会 に お け る 石 破 内 閣 総 理 大 臣 所 信 表
明 演 説 案 (決 定) (内 閣 官 房)

〃 ○ 公 務 員 の 給 与 改 定 に 関 す る 取 扱 い に つ い て
(決 定) (内 閣 官 房 ・ 財 務 省)

〃 ○ レ バ ノ ン 被 災 民 に 係 る 物 資 協 力 の 実 施 に つ い て
(決 定) (内 閣 府 本 府 ・ 外 務 省)

〃 ○ 1. 令 和 5 年 度 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 を 国 会 に 提
出 す る こ と

〃 ○ 1. 令 和 5 年 度 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 を 国 会 に 提
出 す る こ と

1. 令 和 5 年 度 国 税 収 納 金 整 理 資 金 受 払 計 算 書 を
国 会 に 提 出 す る こ と

1. 令 和 5 年 度 政 府 関 係 機 関 決 算 書 を 国 会 に 提 出
す る こ と

1. 令 和 5 年 度 国 の 債 権 の 現 在 額 総 報 告 を 国 会 に
報 告 す る こ と

1. 令 和 5 年 度 物 品 増 減 及 び 現 在 額 総 報 告 を 国 会
に 報 告 す る こ と

1. 令 和 5 年 度 国 有 財 産 増 減 及 び 現 在 額 総 計 算 書
を 国 会 に 報 告 す る こ と

1. 令 和 5 年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書 を
国 会 に 報 告 す る こ と

に つ い て (決 定) (財 務 省)

資 料
な し

☆ ネ パ ー ル 国 駐 筭 特 命 全 権 大 使 前 田 徹 外 2 名 に 交
付 す べ き 信 任 状 及 び 前 任 特 命 全 権 大 使 菊 田 豊 外
2 名 の 解 任 状 に つ き 認 証 を 仰 ぐ こ と に つ い て

(決 定) (外 務 省)

〃 ☆ 恩 赦 に つ い て (決 定) (内 閣 官 房)

◎国会提出案件

資料あり
資料あり

- 1. 令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 1. 令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 1. 令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 1. 令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

を事後承諾を求めるため国会に提出することについて（決定）（財務省）

◎政 令

資料あり
資料あり

- 公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 検疫法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産・財務省）

◎人 事

資料あり
資料あり

- 特命全権大使儀 正人外1名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員等の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ○ 元特命全権大使井口武夫外299名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆労働力調査報告（総務省）
- ☆月例経済報告（内閣府本府）

☆名古屋市長選挙結果調

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 6 年 〕
〔 11 月 29 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

- 資 料
な し
- 国 際 連 合 教 育 科 学 文 化 機 関 の 賛 助 す る ア ジ ア 太 平 洋 地 域 に お け る 無 形 文 化 遺 産 の た め の 国 際 調 査 研 究 セ ン タ ー (第 2 区 分) の 日 本 国 に お け る 継 続 に 関 す る 日 本 国 政 府 と 国 際 連 合 教 育 科 学 文 化 機 関 と の 間 の 協 定 の 有 効 期 間 を 延 長 す る 議 定 書 の 署 名 に つ い て (決 定) (外 務 省)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]